

事業仕分けの結果 (産業保健推進センター業務)

行政刷新会議における事業仕分けの基本的考え方

1. 独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業の徹底見直し

独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業について、予算面にとどまらず、事業の必要性、有効性、効率性、緊要性や誰が(国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、民間事業者等)事業を実施する主体として適当かといったことについて検証を行う。

2. 類似の事業の横断的な見直し

独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業であって、今回の事業仕分けの対象事業とならなかった類似の事業についても、事業仕分けにおける議論の結果を踏まえ、横断的に同様の見直しを行うことを各府省に求める。

3. 制度・規制等の見直し

今回の事業仕分けの議論を踏まえて、以下の見直しを進める。

- ①独立行政法人制度の抜本的な見直しを含めた制度の刷新
- ②主務大臣等による政府関連公益法人の業務運営に対する指導監督等の強化
- ③法律等により独立行政法人及び公益法人に委ねられている規制等のあり方

(平成22年3月11日 第6回行政刷新会議資料より抜粋)

行政刷新会議に示した改革案 (産業保健推進センターの見直し)

I. 業務の重点化・効率化

- 予防医学、産業保健活動と関連する専門的・実践的な研修・助言等の業務に重点化
⇒ 「窓口」を設置しての相談業務等は、効率化の観点から廃止

II. 組織の集約化

- 産業保健推進センター(47センター)については、都道府県にこだわらない「集約化」を進め、実施体制の効率化を図る。
⇒ 関係者(労使、医師会等)との調整を図りつつ、平成25年度までに、47センターを1／3程度に集約化

III. 財政支出等の削減

- 業務の重点化・効率化、組織の集約化等により、財政支出の可能な限りの削減を図る。
⇒ 平成25年度までに、財政支出を▲10億円(▲33%)削減、人員を▲61人(150人→89人)削減

行政刷新会議に示した改革案 (産業保健推進センターの見直し)

産業保健推進センター(集約化)

～産業医等の産業保健活動の高度化・活性化業務に重点化～

専門的・実践的研修

例 職業病等に係る予防医学、産業事情・人事労務管理の変化や問題点、
労災病院の臨床研究等の成果

専門的・実践的な助言、産業保健情報の集積・提供等

支援バックアップ

(新)地域産業保健事業

～課題のある個別事業場(50人未満)への指導業務に重点化～

メンタル不調者・過労死予備群への健診後
の対応(就業上の措置等についての意見)

医師による指導
(長時間労働者に対する面接指導等(※))

※ 必要に応じて訪問指導

産
業
医
等

行政刷新会議における仕分け結果について (産業保健推進センターについて)

当該法人が実施し、事業規模は縮減
省内仕分け結果 1 / 3 縮減に
とられない更なる削減を求める

(参考)

平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、現在の47か所のセンターについては、3分の2を上回る統廃合を行うことが指摘された。

産業保健推進センター業務等の縮減

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針
(H22. 12. 7 閣議決定)

- ① 2／3を上回る統廃合（ブロック化）
- ② 業務の縮減、管理部門の集約化、効率化
- ③ 専門的・実践的研修助言等の業務に特化
- ④ 窓口を設けての相談業務の廃止

産業保健推進センター事業の見直し(まとめ)

見直し前



見直し後

実施 主体	(独)労働者健康福祉機構	
事業 概要	産業医等のレベルアップを図るための事業を実施	
拠点	47カ所(都道府県ごと)	現状の3分の1程度に計画的に集約
事業 内容	専門的、実践的研修	継続
	窓口相談	通信方式、予約面談方式の相談
	情報提供	継続

平成23年度地域産業保健事業の見直しについて

平成22年度まで



平成23年度

事業内容

健康相談・
個別訪問による産業保健指導

重点分野

- ① 健診実施後の意見聴取への対応
- ② 脳心臓疾患のリスクが高いとされた労働者に対する保健指導
- ③ メンタル不調を自覚する労働者に対する相談・指導

に重点化の上、継続

長時間労働者に対する面接指導

- ④ 長時間労働者に対する面接指導
として継続

情報提供(セミナーの開催等)

産業保健推進センター事業において実施